議第55号議案

議員派遣について

令和８年10月16日

次のとおり議員を派遣する。

第26回都道府県議会議員研究交流大会

１　目　　的　　都道府県議会議員に共通する政策課題等についての情報及び意見の交換
２　派遣場所　　東京都
３　派遣時期　　11月
４　派遣議員　　12人以内

原案可決

処 分 要 求

令和８年10月16日、田村琢実議員に対する処分要求書が提出された。

令和８年10月17日、当該処分要求に係る審議が行われ、田村琢実議員に「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すことが可決された。

処 分 要 求 書

令和８年10月14日の地方創生・行財政改革特別委員会において、下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

記

１　侮辱を与えた者の氏名　　田村　琢実
２　侮辱の事実又は事情

令和８年10月14日に開催された埼玉県議会９月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会において、私、井上航の質疑中、質疑内容に対して田村琢実委員は「そんなわけないだろ。ばか。何言ってるんだ。できるか。ばか。」という、極めて侮辱的かつ執拗な不規則発言があった。これは地方自治法第132条（無礼の禁止）に明確に違反する行為であり、言論の府である議会の品位と権威を著しく失墜させるものである。本件は議会運営委員会における任意の謝罪のみで幕引きとされるべき性質のものではない。

よって、議会としての規律を正し、公式な意思表示を行うため、地方自治法第133条の規定に基づき、公開の議場における陳謝を強く要求する。

可　　決

【審査の結果・・・「公開の議場における陳謝」の懲罰を科す】

陳　　謝　　文

10月14日の委員会における井上航議員の発言中、不適切な言辞を用いましたことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を顧みて誠に申し訳ありません。ここに誠意を披瀝して衷心から陳謝いたします。

動　　議

令和８年10月16日、井上航議員に対する懲罰の動議が提出された。

令和８年10月17日、当該動議に係る審議が行われ、井上航議員に「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すことが可決された。

井上航議員に対する懲罰の動議

井上航議員に対し、次の理由により「公開の議場における陳謝」の懲罰を科されたい。

（理由）

令和８年10月14日、地方創生・行財政改革特別委員会終了時において、井上航議員は退席時に椅子を机に当てつけ、大きな音を立てて退席した。当該行為は、委員会中における不適切な発言及び委員会運営への不満の表れであり、発言者及び委員長、さらには議会運営を行う職員に対する明確な威嚇行為である。

井上航議員は、平成28年12月定例会議会運営委員会の休憩中においても、不満から机を叩くなどの行為を行っており、当時の会派代表が謝罪と再発防止を誓約している。それにもかかわらず、このような行為が繰り返されたことは、議会の秩序と品位を著しく損ない、埼玉県議会会議規則第69条に違反するものであるため。

令和８年10月16日

可　　決

【審査の結果・・・「公開の議場における陳謝」の懲罰を科す】

陳　謝　文

10月14日の委員会終了時において、不穏当な行動をとりましたことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を顧みて誠に申し訳ありません。ここに誠意を披瀝して衷心から陳謝いたします。